

2023年4月12日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の株主の皆様へ

会 社 名 株式会社 DSG1
代 表 者 名 代表取締役 澤田 大輔
問い合わせ先 管理本部長 渡邊 佳樹
(本件に関するお問い合わせ : info@dsg-1.com)

当社投資先のフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の

適時開示に対する補足説明

今般、投資・M&A事業、不動産事業等を展開する株式会社 DSG1（本店所在地：愛知県名古屋市、代表取締役：澤田 大輔、以下「当社」といいます。）は、当社が筆頭株主であるフューチャーベンチャーキャピタル株式会社（本店所在地：京都府京都市、代表取締役：金武偉、東証スタンダード市場上場、証券コード：8462、以下「FVC社」といいます。）の2023年4月11日付適時開示「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」（以下「本適時開示」といいます。）について補足説明をいたします。

当社は、株主共同の利益のために、FVC社に対して、4月4日付で「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」を提案し、同月11日付で候補者2名を追加し「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」の株主提案をいたしました。当該株主提案に関連して、当社は現経営陣と株主名簿のデータの受渡し等の事務手続きを行っております。

本適時開示には、「提案株主代理人より当社宛に書面による返答があり、当社社員との直接面会しての対話は控え、当社社員の代表者との書面での質疑応答を行いたい旨の回答がありました」との記載（以下「本件記載」といいます。）があるだけで、重要であるはずの、当社がなぜ現経営陣に対してこのような回答を行うに至ったのかという理由が記載されておりません。

そこで、当社は、以下に、当社が現経営陣に対して送付した4月10日付「通知書②」（別紙）を一部抜粋いたします。

【4月10日付「通知書②」の一部抜粋】

「① 社員数名との対話について

当社は、長年にわたり高度な専門性を有するベンチャーキャピタリストとして活躍する貴社の社員の皆様を大切にしたいと考えております。また、当社株主提案に記載しま

したとおり、当社が推薦する新経営陣が役員に就任した後に、長年勤められております貴社の社員の皆様、重要ステークホルダーであるファンド出資者の皆様らと議論をした上で、より現実的な新しい中期ビジョンの策定をしたいと考えております。そのため、社員の皆様との対話については、積極的に対応したく考えております。

しかしながら、当社は、貴社が開催予定とする第25回定時株主総会において、新経営陣が正式に就任するまでは、社員の皆様と直接面会しての対話は控えさせていただきたく存じます。

理由は、当社といたしましては、後述のとおり、本来は、取締役である現経営陣が、当社の株主提案に対して、①もし質問があれば質問を行う、②もし質問がなければ、当社からの株主提案に対して意見表明を行うことが貴社の取締役としての役割であり、貴社の社員の皆様を、いたずらに貴社の現経営陣と当社との経営権争い（※現時点においては、現経営陣による賛否の意見表明がありませんので経営権争いの可能性）に巻き込むことはあってはならないことだと考えています。

しかし、当社から株主提案が実施されたことについて、社員の皆様がご不安に感じるところもあると思いますので、前項（1）のとおり、貴社の社員を代表する連絡担当者をご設定いただければ、その方を通じて、書面での質疑応答をさせていただきたいと考えております。時期や方法など詳細については、社員を代表する連絡担当者とやりとりをいたします。

② 意見表明の進め方について

当社は、現経営陣の貴社の社員の皆様を巻き込むような意見表明の進め方については、適切でないと考えております。

当社は会社経営において社員の皆様が企業価値向上に際しての重要な要素の一つであると考えます。しかし、本メールには「弊社ファンド投資チーム所属の社員数名が、提案株主代表である澤田様との対話を希望しております。」とあることから、①このような一部の社員に依拠した意見表明の進め方、②「社員の率直な感想を踏まえて取締役会として株主提案への意見表明をしたい」という現経営陣の意向には違和感を覚えます。

もし現経営陣が本メールにある「弊社ファンド投資チーム所属の社員数名」の感想が重要と考えるのであれば、現経営陣が当該社員から質問事項を聴取するなどして、現経営陣から当社に対して質問を行うのが通常です。

当社は、貴社の現経営陣に、当社からの株主提案について、貴社の経営者として、貴社の社員や出資者などステークホルダーに配慮したうえで、意見表明をいただきたく考えております。」

（以上、抜粋）

以上のとおり、当社は、現経営陣のFVC社の社員の皆様を巻き込むような当社の株主提

案に対する意見表明の進め方について適切でないと考えることから上記回答に至っているものであり、本件記載では FVC 社の株主の皆様に対してミスリードとなる可能性があると考えております。本件記載について遺憾に存じます。

当社は、株主提案で述べましたとおり、このような現経営陣において、正確な情報発信をせず、また、建設的な対話をを行う姿勢がないといった株主軽視の対話姿勢について、是正を図る必要があるものと認識しております。

当社は、4月10日付「通知書②」のとおり、FVC 社の現経営陣に対し、当社からの株主提案について、FVC 社の社員や出資者などステークホルダーに配慮したうえで、意見表明をしていただきたく考えております。

以上

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659番地烏丸中央ビル
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
代表取締役 金 武 偉 殿

令和5年4月10日

東京都千代田区九段南4-6-13 ニュー九段マンション303号
東京市谷法律事務所
TEL 03-5212-7355
FAX 03-5212-7356
株式会社D S G 1 代理人弁護士 平 英 純
同代理人弁護士 中 村 涼

通知書②

前略 当職らは、株式会社D S G 1（以下「当社」といいます。）を代理して、貴社に対して、以下のとおり通知します。

1 令和5年4月6日付の■ 殿からのメールについて

当社は、貴社の管理部総合企画課の■ 殿（以下「■ 殿」といいます。）より、令和5年4月6日付でメール（以下「本メール」といいます。）をいただいております。当該メールには、「このご連絡は、弊社取締役全員の承諾を得て、差し上げております。」、「貴社株主提案につき、弊社ファンド投資チーム所属の社員数名が、提案株主代表である澤田様との対話を希望しております。」、「取締役会の意向としましても、その対話機会を設けたうえで、社員の率直な感想を踏まえて取締役会として株主提案への意見表明をしたいとのことです。」などと記載されています。

（1）正式な連絡窓口の設定について

■ 殿からのご連絡ですが、令和5年4月4日付の■ 殿からのメールでは「弊社金社長の命によりまして」と記載があるものの、本メールでは「このご連絡は、弊社取締役全員の承諾を得て、差し上げております。」と記載があることから、■ 殿は本メールでは社員のお立場でご連絡をいただいているものと思います。一方で、本メールには「取締役会の意向としましても、その対話機会を設けたうえで、社員の率直な感想を踏まえて取締役会として株主提案への意見表明をしたいとのことです。」と、貴社を代弁する記載もございます。

このようなご連絡方法では、当社としても連絡相手が貴社なのか貴社の社員なのかが判別できませんので、一連のやりとりに際して、①貴社との連絡担当者、②貴社の社員を代表する連絡担当者をご設定していただ

くことを希望いたします。

(2) 本メールに対する回答

以降は、本メールが、正式に貴社取締役全員の承諾を得たものと考えて、ご回答申し上げます。

① 社員数名との対話について

当社は、長年にわたり高度な専門性を有するベンチャーキャピタリストとして活躍する貴社の社員の皆様を大切にしたいと考えております。また、当社株主提案に記載しましたとおり、当社が推薦する新経営陣が役員に就任した後に、長年勤められております貴社の社員の皆様、重要ステークホルダーであるファンド出資者の皆様らと議論をした上で、より現実的な新しい中期ビジョンの策定をしたいと考えております。そのため、社員の皆様との対話については、積極的に対応したく考えております。

しかしながら、当社は、貴社が開催予定とする第25回定時株主総会において、新経営陣が正式に就任するまでは、社員の皆様と直接面会しての対話は控えさせていただきたく存じます。

理由は、当社といたしましては、後述のとおり、本来は、取締役である現経営陣が、当社の株主提案に対して、①もし質問があれば質問を行う、②もし質問がなければ、当社からの株主提案に対して意見表明を行うことが貴社の取締役としての役割であり、貴社の社員の皆様を、いたずらに貴社の現経営陣と当社との経営権争い（※現時点においては、現経営陣による賛否の意見表明がありませんので経営権争いの可能性）に巻き込むことはあってはならないことだと考えています。

しかし、当社から株主提案が実施されたことについて、社員の皆様がご不安に感じるところもあると思いますので、前項（1）のとおり、貴社の社員を代表する連絡担当者をご設定いただければ、その方を通じて、書面での質疑応答をさせていただきたいと考えております。時期や方法など詳細については、社員を代表する連絡担当者とやりとりをいたします。

② 意見表明の進め方について

当社は、現経営陣の貴社の社員の皆様を巻き込むような意見表明の進め方については、適切でないと考えております。

当社は会社経営において社員の皆様が企業価値向上に際しての重要な要素の一つであると考えます。しかし、本メールには「弊社ファンド投資チーム所属の社員数名が、提案株主代表である澤田様との対話を希望しております。」とあることから、①このような一部の社員に依拠した意見表明の進め方、②「社員の率直な感想を踏まえて取締役会として株主提案への意見表明をしたい」という現経営陣の意向には違和感を覚えます。

もし現経営陣が本メールにある「弊社ファンド投資チーム所属の社員数名」の感想が重要と考えるのであれば、現経営陣が当該社員から質問事項を聴取するなどして、現経営陣から当社に対して質問を行うのが通常です。

当社は、貴社の現経営陣に、当社からの株主提案について、貴社の経営者として、貴社の社員や出資者などステークホルダーに配慮したうえで、意見表明をいただきたく考えております。

2 令和5年4月7日付の[REDACTED]殿からのメールについて

また、当社は、貴社の[REDACTED]殿より、令和5年4月7日付でメールをいただいております。当該メールには、「今般、D S G 1 株式会社様が弊社の 20%を超える株主様となられたことから、『その他の関係会社』との位置づけになりました。従いまして、D S G 1 株式会社様の決算内容等につきまして、有価証券報告書に記載の義務が発生することとなります。」、「取り急ぎ直近の決算報告書を入手させて頂きたいと存じますので、よろしくお願ひ致します。」などと記載されています。

この点につきましては、「有価証券報告書に『その他の関係会社』に該当する会社の決算内容を記載する義務が発生する」との上記のご連絡の法的根拠となる法令の条項を明示頂きましてから対応させていただきますので、ご連絡下さい。

草々

[REDACTED]
証明文が印刷されます

